新税の税負担について

- 1. 新税の税負担の枠組み
- 2. 新税の課税標準
- 3. 新税の税率

税に関する議論の役割分担

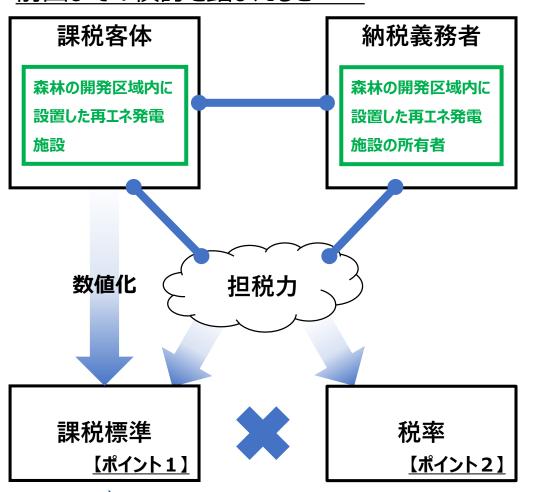
◎:主に検討 ○:確認・必要に応じて検討

	<u> / ・ 土 に 快 計 </u>	
主な論点	審議会	税制研究会
税導入の必要性		
内、規制(税以外の手法)等による森林開発抑制の限界	©	0
再エネ計画との整合性	©	
課税による誘導先	©	0
使途	©	
課税客体	0	©
内、対象エネ種	©	0
内、森林開発面積の下限	©	
課税標準		0
納税義務者		
税率		0
徴収方法	0	©
非課税事項	©	©
課税を行う期間	0	©
骨子案	©	0
最終案	©	0

税制研究会の意見を踏まえ審議会で議論

1 新税の税負担の枠組み

前回までの検討を踏まえると……



【ポイント1】

課税標準を

- 再エネ発電施設の資産価値とするのか。
- 再エネ発電施設の発電能力とするのか。

【ポイント2】

税率を

- どのような考え方で設定するのか。
- FIT価格に応じたものとするのか。その場合に、 どのように考慮するのか。

【ポイント3】

税額について

どの程度の税負担とするのが適切か。



税額

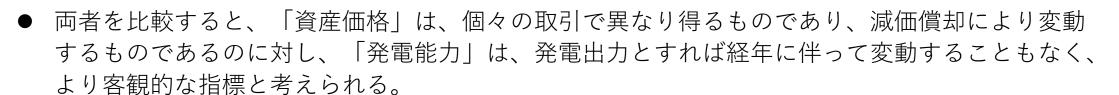
【ポイント3】



- ▶ 税の目的を達成するためにはどの程度が適切か。
- ▶ 担税力に対する負担としてどの程度が適切か。
- =「必要な税負担の水準」
- =「許容される税負担の水準」

2 新税の課税標準

	再エネ発電施設の資産価格	再エネ発電施設の発電能力
メリット	・固定資産課税台帳に登録された価格を基礎とすることができる。・固定資産税と同様の課税標準であるから、担税力の存在は肯定されやすい。	・資産価格よりも再工ネ発電施設という財産の背後にある 収益性との関係が明確になりやすい。・発電能力を発電出力とした場合、経年に伴って変動する ことはない指標となる。
デメリット	 ・資産価格を固定資産課税台帳に登録された価格とした場合、同一資産であっても個々の取引によって資産価格が異なることとなる。 ・資産価格が経年に伴い減少すること(減価償却)により、税額も徐々に減少することになるため、再工ネ発電施設という財産の背後にある収益性との相関性が弱い。 	・資産価格よりも収益性との関係が明確になりやすい分、 FIT・FIP制度という国の政策との関係をより丁寧に整理 する必要がある。





▶ 課税標準は、再エネ発電施設の「発電能力」とするのが適切ではないか。

(1)基本的な考え方

◆ 税負担の水準を検討するに当たっては、税の目的を達成するために必要な水準と担税力に対する負担 として許容される水準のバランスをとる必要がある。



- **目的達成の観点:**再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制という新税の目的からすれば、 可能な限り高い水準であることが求められる。
- **税負担の観点**:担税力を前提に、国税・他の地方税も考慮した上で、著しく過重な負担とならないものであり、かつ、新たな税負担として合理的といえる水準であることが求められる。



- ▶ 再工ネ種別によって収益性が異なるため、再工ネ種別ごとに税率を設定することが適当ではないか。
- ▶ 抑制の効果、納税義務者の負担に加え、財政需要も考慮し、再エネ発電事業の営業利益に対する割合 を基準として税率を設定することが適当ではないか。
- FIT制度:認定を受けた再工ネ発電事業について、一定の調達期間、定められた調達価格(FIT価格)で、電力会社が買い取ることを義務付ける制度(2022年度以降,順次FIP制度に移行していくものとされており,2022年度においては,風力以外の一定規模以上の新規認定は認められていない。)
- FIP制度:認定を受けた再エネ発電事業について、一定の交付期間、発電事業者が市場等で売電する際に、定められた基準価格(FIP価格) から参照価格(市場取引等により期待される収入)を控除した額に供給量を乗じた補助額が交付される制度(2022年4月開始)
- ※ FIT制度の調達価格・調達期間及びFIP制度の基準価格・交付期間は、個々の再エネ発電事業の認定時期によって決まるものであり、再エネ種別ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定められるものである。

①太陽光発電施設の試算

<基準税率の算出方法>

課税額(事業期間25年)

営業利益に対する割合=

新税課税前の営業利益の合計(事業期間25年)

課税額=発電出力(kW)×基準税率(円/kW)

営業利益(年間)=売電収入(売電単価×24時間×365日×設備利用率)-減価償却-運転維持費

【例A:営業利益に対する割合=30%】 <u>基準税率・1,130円/kW</u>

発電出力・ 0.4MW × 基準税率・1,130円/kW

÷売電収入(**売電単価・FIT価格9.5円**×24時間×365日×設備利用率17.7%)-減価償却-運転維持費

≒ 0.3

【例B:営業利益に対する割合=40%】 <u>基準税率・1,510円/kW</u>

発電出力・ 0.4MW × 基準税率・1,510円/kW

÷売電収入(**売電単価・FIT価格9.5円**×24時間×365日×設備利用率17.7%) -減価償却 - 運転維持費

≒ 0.4

②風力発電施設の試算

<基準税率の算出方法>

課税額(事業期間20年)

営業利益に対する割合=

新税課税前の営業利益の合計(事業期間20年)

課税額=発電出力(kW)×基準税率(円/kW)

営業利益(年間)=売電収入(売電単価×24時間×365日×設備利用率)-減価償却-運転維持費

【例A:営業利益に対する割合=30%】 <u>基準税率・4,200円/kW</u>

発電出力・ 25MW × 基準税率・4,200円/kW

÷売電収入(**売電単価・FIT価格15円**×24時間×365日×設備利用率28.0%) -減価償却-運転維持費

≒ 0.3

【例B:営業利益に対する割合=40%】 <u>基準税率・5,600円/kW</u>

発電出力・ 25MW × 基準税率・5,600円/kW

÷売電収入(**売電単価・FIT価格15円**×24時間×365日×設備利用率28.0%) -減価償却-運転維持費

≒ 0.4

③バイオマス発電施設の試算

<基準税率の算出方法>

営業利益に対する割合=

課税額(事業期間20年)

新税課税前の営業利益の合計(事業期間20年)

課税額=発電出力(kW)×基準税率(円/kW)

営業利益(年間)=売電収入(売電単価×24時間×365日×設備利用率)-減価償却-運転維持費

【例A:営業利益に対する割合=30%】 <u>基準税率・2,190円/kW</u>

発電出力・ 2MW × **基準税率・2,190円/kW**

÷売電収入(**売電単価・FIT価格17円**×24時間×365日×設備利用率32.1%) -減価償却-運転維持費

≒ 0.3

【例B:営業利益に対する割合=40%】 <u>基準税率・2,930円/kW</u>

発電出力・ 2MW × 基準税率・2,930円/kW

÷売電収入(**売電単価・FIT価格17円**×24時間×365日×設備利用率32.1%) -減価償却-運転維持費

≒ 0.4

※燃料のうち、最も事業数の多い「一般廃棄物その他」の税率をその他の燃料にも適用する。設備利用率は実績値 (平均値)を採用。

(2) 再エネ発電事業の特殊性

● 「FIT制度」に基づくFIT価格は、再エネ発電事業の収益性に大きな影響を与えるため、 「再エネ発電施設の発電能力から読み取れる収益力」と「その発電事業のFIT価格も考慮 した収益力」との間には乖離が生じる。

【想定ケース】太陽光発電(25年間) 発電出力:0.4MW 設備利用率17.7% 年間発電量620MWh

FIT価格 (kWh当たり)	売電収入	システム費用	運転維持費
36円 (2013年度認定)	約360.9百万円	約46.8百万円	約50.0百万円
9.5円 (2023年度認定)	約138.5百万円	約46.8百万円	約50.0百万円

※システム費用:設計費+設備費+工事費

「発電出力」×「11.7万円/kW(2023年想定値 調達価格等算定委員会『令和4年度以降の調達価格等に関する意見』)」

※運転維持費:修繕費、保守点検料、保険料、法人事業税、固定資産税等

「発電出力」×「0.5万円/kW/年(2023年想定値調達価格等算定委員会『令和4年度以降の調達価格等に関する意見』)」



➤ 太陽光発電施設及び風力発電施設については、FIT価格の高低による収益性の優劣は維持しつつ、FIT価格に応じた税率とするのはどうか。具体的には「FIT価格を考慮した営業利益」に対する税負担割合をほぼ一定とするのはどうか。

※バイオマス発電については、FIT価格がほぼ一定のため、FIT価格の高低を考慮する必要性がない。

④太陽光発電施設の試算(FIT価格を考慮した営業利益に対して一定の税負担割合)

【例A:営業利益に対して30%(基準税率を1,130円/kWとし、FIT価格を考慮して税負担割合をほぼ一定とする)】

(単位:円/kW)

FIT 価格等	9.5円 以下※	10円	11円	12円	14円	18円	21円	24円	27円	29円	32円	36円
税率	1,130	1,350	1,800	2,240	3,130	4,930	6,280	7,630	9,000	9,900	11,250	13,040

【例B:営業利益に対して40%(基準税率を1,510円/kWとし、FIT価格を考慮して税負担割合をほぼ一定とする)】

(単位:円/kW)

FIT 価格等	9.5円 以下※	10円	11円	12円	14円	18円	21円	24円	27円	29円	32円	36円
税率	1,510	1,800	2,400	2,990	4,180	6,570	8,380	10,180	12,000	13,190	15,000	17,390

※9.5円以下には、FIP、非FIT、自家消費を含む想定

※営業利益に対する割合 = 課税額(事業期間25年)/新税課税前の営業利益の合計(事業期間25年) 課税額 = 発電出力(kW)×税率(円/kW) 営業利益(年間) = 売電収入(売電単価×24時間×365日×設備利用率) - 減価償却 - 運転維持費

10

⑤風力発電施設の試算 (FIT価格を考慮した営業利益に対して一定の税負担割合)

【例A:営業利益に対して30%(基準税率を4,200円/kWとし、FIT価格を考慮して税負担割合をほぼ一定とする)】

(単位:円/kW)

FIT 価格等	15円 以下※	16円	17円	18円	19円	20円
税率	4,200	4,900	5,600	6,300	7,000	7,700

【例B:営業利益に対して40%(基準税率を5,600円/kWとし、FIT価格を考慮して税負担割合をほぼ一定とする)】

(単位:円/kW)

FIT 価格等	15円 以下※	16円	17円	18円	19円	20円
税率	5,600	6,530	7,470	8,410	9,340	10,270

※15円以下には、FIP、非FIT、自家消費を含む想定

※営業利益に対する割合=課税額(事業期間20年)/新税課税前の営業利益の合計(事業期間20年) 課税額=発電出力(kW)×税率(円/kW) 営業利益(年間)=売電収入(売電単価×24時間×365日×設備利用率)-減価償却-運転維持費

(3)税収見込み

新税の対象となる可能性のある事業者数の想定 (R4.11 現在)

- 4 1 事業 (3 4 者、うち県外企業3 2 者)、発電出力約 1,707MW
 - ・太陽光発電 22事業(約 339MW) _{※把握方法}
 - ・風力発電 15事業(約1,259MW)
 - ・バイオマス発電 4事業(約 109MW)

FIT認定事業の稼働状況(出力 400kW 以上)、環境影響評価や林地開発許可の手続き状況を踏まえ、事業毎に状況を把握したもの(着工時期が不確定や未定の事業を含む)。



▶ 税の導入及び各種施策により適地に誘導し、仮に、実際の課税対象となるのが1割の場合…



- 現時点の税収見込み 95億円~128億円 (課税期間10年相当分) (太陽光発電:33億円~45億円、風力発電:62億円~83億円、バイオマス発電:未算定)
 - ※税収の使途:資料1参照